

申請期限は9月29日です

# 令和5年度住民税非課税世帯等へ 給付金を給付します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）を支援する給付金です。

**対象** ①～③に当てはまる世帯

①住民税非課税世帯

基準日の令和5年6月1日に世帯員全員の令和5年度の住民税が非課税である世帯

②均等割のみの課税世帯

基準日の令和5年6月1日に令和5年度の住民税が均等割課税者のみの世帯または均等割課税者と非課税者のみである世帯

※①または②の支給対象と思われる世帯には、世帯主宛に確認書を順次送付します。申請期限までに必要事項を記入し返送してください。世帯員全員が課税者の扶養を受けている場合は、支給対象となりません。

③家計急変世帯

令和5年1月から令和5年9月までに予期せず家計が急変し、世帯全体が住民税非課税相当であると認められる世帯

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税均等割非課税水準以下であること。申請が必要のため、該当すると思われる人は相談してください。

なお、①または②に該当する世帯は申請できません。

**支給額** 1世帯あたり3万円

**申請期限** 9月29日(金)まで

※当日消印有効。

**申請先** 市役所1階ロビー特設窓口、上下支所市民生活係



給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください。

**問い合わせ先** 福祉課  
(☎43-7148)

**負担限度額認定証**  
対象になる場合でも、申請が必要で、認定証が交付されたら、利用する施設の窓口にて提示してください。  
**対象** 次の全てに該当する人  
▽市民税非課税世帯の人  
▽預貯金などの額が、所得に応じた基準額より少ない人

**特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）制度**  
所得の低い人が、介護保険対象施設の利用が困難にならないよう、利用者の自己負担となっている居住費と食費を、所得に応じた限度額までとする制度です。  
この制度の利用には、負担限度額認定証が必要です。

## 申請

が必要です

介護保険施設などの居住費と食費が軽減されます。

## 介護保険

40歳以上の人が介護保険料を負担し、介護が必要な人を社会全体で支え合う仕組みです。

**減額となるサービス**

▽介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院入所（院）者の居住費と食費

▽短期入所生活介護（ショートステイ）・短期入所療養介護利用者の居住費と食費

**有効期間** 申請した月の初日～令和6年7月31日(水)

**申請に必要なもの** 申請日から2か月以内に記帳した通帳の写し、有価証券の価格表を確認できる書類、投資信託口座残高の写しなどの本人および配偶者の預金金額の分かるもの、申請書、印鑑

**申請期間** 随時

**申請・問い合わせ先**

介護保険課(☎40-0222)、上下支所市民生活係(☎62-2114)